

研究・イノベーション学会「企画会議」の設置について

研究・イノベーション学会（以下「学会」という。）に企画会議を設け、その趣旨、要件、手続き等を以下のとおり定めることとする。

1. 企画会議の趣旨と権限

総会での議決を待てない至急案件、および、常任理事会を横断した検討が必要な案件、将来の検討案件等についての審議、議決を担う合同理事会として、企画会議を設置する。議決結果は評議員会、及び、総会に報告する。

2. 企画会議の構成員

企画会議は以下の者で構成する。

- 会長
- 次期会長予定副会長
- 筆頭総務理事
- 筆頭業務理事（業務委員長）
- 筆頭広報担当理事
- 筆頭編集理事（編集委員長）
- 事務局担当理事
- 新たな活動検討委員会委員長

3. 企画会議の開催方法

企画会議は必要に応じ適宜開催する。電子メールや skype 等での審議等、対面ではない開催を妨げないものとする。

4. 企画会議に属する組織

企画会議の下に、人事委員会、および、新たな活動検討委員会を設置する。

(1) 人事委員会

人事委員会は、翌年度の会長、副会長（次期会長候補を含む）、理事、評議員等の候補の選任を行う。

(2) 新たな活動検討委員会

学会の将来のために必要な活動を検討・企画し、実行するための組織として、新たな活動検討委員会を設ける。新たな活動検討委員会は随時開催する。

※2018年10月理事会決定、同年10月総会報告

研究・イノベーション学会運営体制案

研究・イノベーション学会運営体制

